

安芸高田市農業集落排水事業及び浄化槽整備事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 6 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市農業集落排水事業及び浄化槽整備事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

(安芸高田市特別会計条例の一部改正)

第 1 条 安芸高田市特別会計条例(平成 16 年安芸高田市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 209 条第 2 項の規定によ	(設置) 第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 209 条第 2 項の規定によ

<p>り、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第 2 条 (略)</p>	<p>り、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1) <u>安芸高田市農業集落排水事業特別会計</u></p> <p>(2) <u>安芸高田市浄化槽整備事業特別会計</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第 2 条 (略)</p>
--	---

(安芸高田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 安芸高田市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年安芸高田市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(下水道事業の設置)</p> <p>第 1 条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、<u>農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善に資するため並びに生活環境の保全及び地域公衆衛生の向上を図るため</u>、下水道事業(公共下水道事業(特定環境保全公共下水道事業を含む。以下同じ。))、農業集落排水事業及び浄化槽整備事業をいう。以下同じ。)を設置する。</p> <p>(法の財務規定等の適用)</p> <p>第 2 条 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)</p>	<p>(下水道事業の設置)</p> <p>第 1 条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため_____</p> <p>_____、下水道事業_____</p> <p>_____を設置する。</p> <p>(法の財務規定等の適用)</p> <p>第 2 条 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)</p>

		河角、円道平の内指定区域
入江クリーンセンター	安芸高田市吉田町下入江字下中東 2110 番地	<p>上入江</p> <p>字 上市、下市、十念、高下添、未広、八広、向神田、明堂寺、百町、神田、沖、大番、沢地、前久保、久保、土手之内、横竹、神之手、小草、宮崎、矢久、樋ノ本、小原の内指定区域</p> <p>下入江</p> <p>字 横見、石原、南判、森之下、大力、余谷、加茂、多次比田、道越、竹之内、小屋、竹之下、横路、下横路、大栗、鳥田、原田、梶田、樋掛、古邸、中之坪、上中東、中東、下中東、六字、谷、金原、藪田、菊屋、原畑の内指定区域</p> <p>桂</p> <p>字 宮本、四ッ路、久保沖、中東、堂木、大番の内指定区域</p>
下土師浄化センター	安芸高田市八千代町土師字氏之木 197 番地 1	<p>土師</p> <p>字 沖ノ原、氏之木、宮沖、久保、安清、寺地、道ヶ谷の内指定区域</p>
生田浄化センター	安芸高田市美土里町生田字中通 2310 番地 1	<p>生田</p> <p>字 出店原、穴峠、上市、中祖、市、岩崎、城谷、野地、石丸、毘沙門、宮ノ前、宇津井、是光、山崎、中通、砂走、助実、鉄穴の内指定区域</p>
原田浄化センター	安芸高田市高宮町原田字大東 1018 番地 1	<p>原田</p> <p>字 東城、上沖城、下沖城、上城、宍戸城、土居谷、後岡城、日南側の内指定区域</p>

船佐中央浄化センター	安芸高田市高宮町佐々部五十貫部 1187 番地 3	羽佐竹 字 上羽佐竹、中羽佐竹、下羽佐竹の内指定区域 佐々部 字 門田、後側、前川、五十貫部の内指定区域 房後 字 下房後の内指定区域
浅塚浄化センター	安芸高田市甲田町浅塚字中通 169 番地 2	浅塚 字 東田、土居、中通、大縄、浜田、原田、出口、三田谷、田中、六郎原の内指定区域
向井原浄化センター	安芸高田市向原町長田字大迫 34 番地 1	坂 字 向井原、梨ノ木、向井原山の内指定区域
万念喜浄化センター	安芸高田市向原町戸島字万念喜 1274 番地 2	戸島 字 八東戸、地賀清、中之通、中須賀、万念喜、真栄根、行成、三島、正藤、末宗、八頭、塚之本、租利、八崎、割石、隠地、正力、向正力の内指定区域 坂 字 向井原の内指定区域
坂上浄化センター	安芸高田市向原町坂字長野 3191 番地	坂 字 平林、小宋、平林沖、長野、千日、松之木、柏木、仏原迫、日南迫、谷本、友成、寺山、山田、獅子堀、原田、湯坂の内指定区域
長田浄化センター	安芸高田市向原町長田字河元 2457 番地	長田 字 田屋、陰地、棒奥、高庵寺、中組、中須賀、宮ヶ谷、鳥居

		原、引野、石井手、河元、耆町田、養光地、平原、吉谷、大山田、長谷、長谷尻、下道堂、八反田、徳丸、神田、海渡、日焼田、中井山田、ホウソウ原山、高平の内指定区域
戸島浄化センター	安芸高田市向原町戸島字上徳久 261 番地 1	戸島 字 人次、越門、畑ヶ原、中須賀、清永、具路、広戸、上横川、上徳久、徳久、神原、城山、戸野迫、下滝川、上滝川、松之木、平木、砂田、道敬、真土、城平、長谷木、下横川の内指定区域

(安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部改正)

第 3 条 安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例(平成 16 年安芸高田市条例第 162 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条 (略) (定義) 第 2 条 この条例において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第 1 条 (略) (定義) 第 2 条 この条例において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 処理区域 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条第 1 項、<u>安芸高田市農業集落排水処理施設管理条例</u> (平成 16 年安芸高田市条例第 163 号。以下「集排条例」という。)第 3 条第 4 号、<u>安芸高田市浄化槽整備施設管理条例</u> (平成 16 年安芸高田市条例第 164 号。以下「浄化槽条例」という。)第 3 条第 1 項第 6 号及び安芸高田市コミュニティ・プラントの設置及び管理条例(平成 16 年安芸高田市条例第 211 号。以下「コミブラ条例」という。)第 3 条第 4 号に規定する区域をいう。</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>第 3 条から第 12 条まで (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 処理区域 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条第 1 項、<u>安芸高田市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例</u>(平成 16 年安芸高田市条例第 163 号。以下「集排条例」という。)第 3 条第 4 号、<u>安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例</u>(以下「浄化槽条例」という。)第 3 条第 1 項第 6 号及び安芸高田市コミュニティ・プラントの設置及び管理条例(平成 16 年安芸高田市条例第 211 号。以下「コミブラ条例」という。)第 3 条第 4 号に規定する区域をいう。</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>第 3 条から第 12 条まで (略)</p>
--	--

(安芸高田市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の一部改正)

第 4 条 安芸高田市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例(平成 16 年安芸高田市条例第 163 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>安芸高田市農業集落排水処理施設管理条例</u></p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>安芸高田市農業集落排水処理施設</u>(以下「施設」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>安芸高田市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例</u></p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>安芸高田市農業集落排水処理施設</u> _____ に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(施設の設置)</u></p>

第 2 条 削除

第 3 条 (略)

第 4 条 削除

第 2 章から第 5 章まで (略)

第 2 条 農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善に資するため、安芸高田市農業集落排水施設(以下「施設」という。)を設置する。

第 3 条 (略)

(施設の名称等)

第 4 条 施設の名称、位置及び区域は、別表に掲げるとおりとする。

第 2 章から第 5 章まで (略)

別表(第 4 条関係)

施設の名称	位置	区域
国司クリーンセンター	安芸高田市吉田町吉田字古市 3393 番地 1	吉田字古市、柿原の内指定区域 国司字水口、義恒、道免、下田屋、河角、円道平の内指定区域
入江クリーンセンター	安芸高田市吉田町下入江字下中束 2110 番地	上入江字上市、下市、十念、高下添、末広、八広、向神田、明堂寺、百町、神田、沖、大番、沢地、前久保、久保、土手之内、横竹、神之手、小草、宮崎、矢久、樋ノ本、小原の内指定区域 下入江字横見、石原、南判、森之下、大力、余谷、加茂、多次比田、道越、竹之内、小屋、竹之下、横路、下横路、大栗、鳥田、原田、梶田、樋掛、古邸、中之坪、上中束、中束、下中束、六字、谷、金原、藪田、菊屋、原畑の内指定区域

		桂 字 宮本、四ッ路、久保沖、中東、堂木、大番の内指定区域
下土師浄化センター	安芸高田市八千代町土師字氏之木 197 番地 1	土師 字 沖ノ原、氏之木、宮沖、久保、安清、寺地、道ヶ谷の内指定区域
生田浄化センター	安芸高田市美土里町生田字中通 2310 番地 1	生田 字 出店原、穴峠、上市、中祖、市、岩崎、城谷、野地、石丸、毘沙門、宮ノ前、宇津井、是光、山崎、中通、砂走、助実、鉄穴の内指定区域
原田浄化センター	安芸高田市高宮町原田字大東 1018 番地 1	原田 字 東城、上沖城、下沖城、上城、宍戸城、土居谷、後岡城、日南側の内指定区域
船佐中央浄化センター	安芸高田市高宮町佐々部字五十貫部 1187 番地 3	羽佐竹 字 上羽佐竹、中羽佐竹、下羽佐竹の内指定区域 佐々部 字 門田、後側、前川、五十貫部の内指定区域 房後 字 下房後の内指定区域
浅塚浄化センター	安芸高田市甲田町浅塚字中通 169 番地 2	浅塚 字 東田、土居、中通、大縄、浜田、原田、出口、三田谷、田中、六郎原の内指定区域
向井原浄化センター	安芸高田市向原町長田字大迫 34 番地 1	坂 字 向井原、梨ノ木、向井原山の内指定区域

	万念喜浄化センター	安芸高田市向原町戸島字万念喜 1274 番地 2	戸島 字 八東戸、地賀清、中之通、中須賀、万念喜、真栄根、行成、三島、正藤、末宗、八頭、塚之本、租利、八崎、割石、隠地、正力、向正力の内指定区域 坂 字 向井原の内指定区域
	坂上浄化センター	安芸高田市向原町坂字長野 3191 番地	坂 字 平林、小宋、平林沖、長野、千日、松之木、柏木、仏原迫、日南迫、谷本、友成、寺山、山田、獅子堀、原田、湯坂の内指定区域
	長田浄化センター	安芸高田市向原町長田字河元 2457 番地	長田 字 田屋、陰地、棒奥、高庵寺、中組、中須賀、宮ヶ谷、鳥居原、引野、石井手、河元、壺町田、養光地、平原、吉谷、大山田、長谷、長谷尻、下道堂、八反田、徳丸、神田、海渡、日焼田、中井山田、ホウソウ原山、高平の内指定区域
	戸島浄化センター	安芸高田市向原町戸島字上徳久 261 番地 1	戸島 字 人次、越門、畑ヶ原、中須賀、清永、具路、広戸、上横川、上徳久、徳久、神原、城山、戸野迫、下滝川、上滝川、松之木、平木、砂田、道敬、真土、城平、長谷木、下横川の内指定区域

(安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例(平成16年安芸高田市条例第164号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>安芸高田市浄化槽整備施設管理条例</u>	<u>安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例</u>
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (略)	第1条 (略)
<u>第2条 削除</u>	(施設の設置) <u>第2条 生活環境の保全及び地域公衆衛生の向上を図るため、施設を設置する。</u>
第3条 (略)	第3条 (略)
第2章から第5章まで (略)	第2章から第5章まで (略)

(安芸高田市下水道料金審議会条例の一部改正)

第6条 安芸高田市下水道料金審議会条例(平成29年安芸高田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>安芸高田市下水道使用料等審議会条例</u></p>	<p><u>安芸高田市下水道料金審議会条例</u></p>
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市民、学識経験を有する者等から<u>下水道使用料等</u>について幅広い意見を聴き、<u>下水道使用料等</u>の適正化を図るため、<u>安芸高田市下水道使用料等審議会</u>(以下「審議会」という。)を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市民、学識経験を有する者等から<u>下水道使用料</u>について幅広い意見を聴き、<u>下水道使用料</u>の適正化を図るため、<u>安芸高田市下水道使用料審議会</u>(以下「審議会」という。)を置く。</p>
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「<u>下水道使用料等</u>」とは、次に掲げる<u>使用料等</u>をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>安芸高田市農業集落排水処理施設管理条例</u> (平成 16 年安芸高田市条例第 163 号)第 15 条第 1 項に規定する使用料</p> <p>(3) <u>安芸高田市浄化槽整備施設管理条例</u> (平成 16 年安芸高田市条例第 164 号)第 19 条第 1 項に規定する使用料</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例</u>(平成 16 年安芸高田市条例第 113 号)第 6 条第 1 項に規定する手数料(し尿収集手数料に限る。)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「<u>下水道使用料</u>」とは、次に掲げる<u>使用料</u>をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>安芸高田市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例</u>(平成 16 年安芸高田市条例第 163 号)第 15 条第 1 項に規定する使用料</p> <p>(3) <u>安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例</u>(平成 16 年安芸高田市条例第 164 号)第 19 条第 1 項に規定する使用料</p> <p>(4) (略)</p>
<p>(所掌事項)</p> <p>第 3 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に提言するものとする。</p> <p>(1) <u>下水道使用料等</u>に関すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第 3 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に提言するものとする。</p> <p>(1) <u>下水道使用料</u>に関すること。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第 4 条から第 9 条まで (略)</p>	<p>第 4 条から第 9 条まで (略)</p>

(安芸高田市下水道基金条例等の廃止)

第 7 条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 安芸高田市下水道基金条例(平成 16 年安芸高田市条例第 65 号)
- (2) 安芸高田市浄化槽整備財政調整基金条例(平成 16 年安芸高田市条例第 66 号)
- (3) 安芸高田市小型合併処理浄化槽管理運営基金条例(平成 16 年安芸高田市条例第 67 号)
- (4) 安芸高田市農業集落排水財政調整基金条例(平成 16 年安芸高田市条例第 68 号)
- (5) 安芸高田市下水道事業債減債基金条例(平成 18 年安芸高田市条例第 51 号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(安芸高田市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正前の安芸高田市特別会計条例第 1 条第 1 号の安芸高田市農業集落排水事業特別会計及び同条第 2 号の安芸高田市浄化槽整備事業特別会計の令和 5 年度の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際安芸高田市農業集落排水事業特別会計及び安芸高田市浄化槽整備事業特別会計に属する権利義務は、令和 5 年度の出納の完結の際に、令和 6 年度の安芸高田市下水道事業会計に帰属するものとする。
- 4 前項の規定により安芸高田市下水道事業会計に帰属した現金は、同会計の収入とする。